

- イ 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であつて、自動車の整備作業に關し十五年以上の実務の経験を有するもの
- ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学において通算して三年以上工学に属する科目の教授若しくは准教授の職にあつた者又は工学に属する科目に關する研究により博士の学位を授与された者
- ハ 第四条第一項の物流・自動車局に置かれる検定委員又は同条第二項の物流・自動車局に置かれる検定専門委員として技能検定に關する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に關する業務を行つてゐる者
- ニ 国の公務員として自動車の点検若しくは整備若しくは検査に關する法令に關する事務に従事した者又はこれと同等以上の知識を有する者
- 三 次に掲げる条件のいずれかに適合する者により口述試験及び実技試験の採点を行うものであること。
- イ 一級又は二級の自動車整備士技能検定に合格した者であつて、自動車の整備作業に關し五年以上の実務の経験を有するもの
- ロ 第四条第一項の検定委員又は同条第二項の検定専門委員として技能検定に關する事項の管理又は技能検定についての専門の事項の調査審議に關する業務を行つてゐる者
- ハ 国の公務員として自動車の点検若しくは整備又は検査に關する法令に關する事務に従事した者
- ニ イ、ロ又はハに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者
- 2 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。
- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第六条の十三の規定により第六条第六項の表第五号の登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、登録試験事務を行う役員のうち前に二号のいずれかに該当する者があるもの
- 3 第六条第六項の表第五号の登録は、登録試験実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 登録試験事務を行う事務所の名称及び所在地
- 四 登録試験事務を開始する日
- （登録の更新）
- 第六条の四 第六条第六項の表第五号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 前二条の規定（第六条の二第二項第三号を除く。）は、前項の登録の更新について準用する。（登録試験事務の実施に係る義務）
- 第六条の五 登録試験実施機関は、公正に、かつ、第六条第二項及び第四項並びに第七条から第十九条の二までの規定並びに第六条の三第一項各号に掲げる要件に適合する方法により登録試験事務を行わなければならない。
- （登録事項の変更の届出）
- 第六条の六 登録試験実施機関は、第六条の三第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- （登録試験事務規程）
- 第六条の七 登録試験実施機関は、登録試験事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録試験事務の実施に關する規程（以下「登録試験事務規程」という。）を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 登録試験の受験申請に關する事項
- 二 登録試験の受験手数料の額及び収納の方法に關する事項
- 三 登録試験の日程、公示方法その他登録試験の実施の方法に關する事項
- 四 登録試験の問題の作成及び登録試験の合格判定の方法に關する事項
- 五 終了した登録試験の問題及び登録試験の合格基準の公表に關する事項
- 六 登録試験の合格証書の交付及び再交付に關する事項
- 七 登録試験事務に關する秘密の保持に關する事項
- 八 登録試験事務に關する公正の確保に關する事項
- 九 不正受験者の処分に關する事項
- 十 その他登録試験事務の実施に關し必要な事項

- （登録試験事務の休廃止）
- 第六条の八 登録試験実施機関は、登録試験事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 登録試験実施機関の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録試験事務を休止又は廃止しようとする事務所の所在地
- 三 登録試験事務を休止又は廃止しようとする日
- 四 登録試験事務を休止しようとする期間
- 五 登録試験事務を休止又は廃止しようとする理由
- （財務諸表等の備付け及び閲覧等）
- 第六条の九 登録試験実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに營業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。
- 2 登録試験を受験しようとする者その他の利害關係人は、登録試験実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするときは、登録試験実施機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次次に定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- （電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）
- 第六条の十 前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録試験実施機関が定めるものとする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調整するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。
- （適合命令）
- 第六条の十一 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第六条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録試験実施機関に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- （改善命令）
- 第六条の十二 国土交通大臣は、登録試験実施機関が第六条の五の規定に違反していると認めるときは、その登録試験実施機関に対し、同条の規定による登録試験を行うべきこと又は登録試験事務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- （登録の取消し等）
- 第六条の十三 国土交通大臣は、登録試験実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第六項の表第五号の登録を取り消し、又は期間を定め登録試験事務の停止を命ずることができる。
- 一 第六条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第六条の六から第六条の八まで、第六条の九第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第六条の九第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第六条第六項の表第五号の登録を受けたとき。
- （帳簿の記載）
- 第六条の十四 登録試験実施機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載し、これを保存しなければならない。
- 一 登録試験の受験手数料の収納に關する事項

- 一 登録試験の受験申請書及び添付書類
- 二 終了した登録試験の問題及び答案用紙

(登録試験事務の引継ぎ)

第六条の十五 登録試験実施機関は、第六条の八の規定により登録試験事務を休止又は廃止した場合その他当該事務を行わないこととなつた場合、次に掲げる事項を行ふしなければならない。

一 前条第一項の帳簿及び同条第二項の書類を
国土交通大臣に引き継ぐこと。
二 その他国土交通大臣が必要と認める事項
(報告の徴収)

第六條の十六 国土交通大臣は、登録試験の実施

のため必要限度において、登録試験実施機関に対し、登録試験事務又は経理の状況に関し報告させることができる。

(公示)

第六條の十七 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第六条第六項の表第五号の登録をしたとき。
- 二 第六条の六の規定による届出があつたとき。
- 三 第六条の八の規定による届出があつたとき。
- 四 第六条の十三の規定による第六条第六頁の

表第五号の登録を取り消し、又は登録試験実施事務の停止を命じたとき。

(自動車整備士の養成施設の指定等)

第六條の十八 法第五十五条第三項の自動車整備士の養成施設の指定（以下「養成施設の指定」という。）は、次に掲げる養成施設の種類別に

行う。

一 一種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有しない者を対象とする養成施設）

二 二種養成施設（主として自動車の整備作業に関する実務の経験を有する者を対象とする養成施設）

[illegible][illegible]

[illegible][illegible][illegible]

イ 職業能力開発促進法による職業能力開発校（以下「職業能力開発校」という。）において自動車整備科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千四百時間以上の職業訓練を受けたもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校」という。）の機械電気又は電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者

ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による四級海技士（機関）又はこれより上級の資格の海技士

ニ 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による航空機関士、一等航空整備士、二等航空整備士又は航空工場整備士の航空従事者技能証明を有する者

ホ 高等学校に相当する外国の学校の機械、電気若しくは電子に関する学科において所定の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有することについての外国政府の検定に合格した者

ヘ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校（以下「大学」という。）又は高等学校において自動車に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

ト 一種養成施設の三級の課程を修了した者

チ 自動車の整備技術の教育を行う機関であつて国土交通大臣の定めるものにおいて三級の課程を修めて卒業した者

リ 国土交通大臣が、三級の受験資格を有する者の自動車の整備作業に関する技能と同等以上の技能を有すると認めた者

の三 自動車整備科を免許職種とする職業訓練指導員試験合格者であつて、当該試験又は検定に合格した日から自動車の整備作業に關し二年以上の実務の経験を有するもの

一次に掲げる者であつて、三級の技能検定に合格した日から自動車の整備作業に關し一年六月以上の実務の経験を有するもの

イ 大学の機械、電気又は電子に関する学科（当該学科において所定の課程を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

附則（昭和五十七年九月二日運輸省令第 二二二号） （施行期日） この省令は、公布の日から施行する。	附則（昭和五十八年四月九日運輸省令第 二〇〇号）抄	（施行期日） 第一条 この省令は、船員法及び船舶職員法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第三十九号以下「改正法」という。）の施行の日（昭和五十八年四月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。	附則（昭和五十八年二月二三日運輸省 令第五一〇号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。	附則（昭和五十九年六月二二日運輸省令 第一八八号）抄 （施行期日） 第一条 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。	（経過措置） 第二条 この省令の施行前に次の表の上欄に掲げる行政庁が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁がした処分等とみなし、この省令の施行前に同表の上欄に掲げる行政庁に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政庁に対してした申請等とみなす。	北海道運輸局長 東北北海道運輸局長 東北北海道運輸局長 （山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。） 新潟運輸局長 （山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。） 及 新潟潟海運監理部長	關東運輸局長 中部運輸局長 近畿運輸局長 中国運輸局長 四国運輸局長	關東海運局長 近畿海運局長 中国海運局長 四海運局長
--	------------------------------	---	--	--	---	---	--	-------------------------------------

九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

附 則（昭和六〇年二月五日運輸省令第
五号）抄

（施行期日）
1 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和六〇年六月一日運輸省令第
二二号）抄

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年九月三〇日運輸省令第
三二二号）

1 この省令は、昭和六十年十月一日から施行する。

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則第六条第三項に規定する長期指導員訓練課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新規則」という。）第六条第三項に規定する指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則（昭和六二年三月二六日運輸省令第
二七号）

（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。

（自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う経過措置）
2 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧規則」という。）の規定による三級軽自動車整備士の資格を有する者については、旧規則第二条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第
二四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年五月二四日運輸省令第
一五号）
この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則（平成五年五月二七日運輸省令第
一六号）

1 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成五年四月一日から適用する。

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業訓練大学校において、運輸装置科又は産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、新規則第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において、産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 この省令の施行の際現に旧規則の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期大学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が千六百時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第十八条第一項第一号の二に掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

4 この省令の施行の際現に旧規則の規定による職業訓練校の自動車整備科又は職業訓練短期大学校の自動車科を訓練科とする職業訓練の課程を修了した者であつて、訓練期間が一年以上で訓練時間が三千二百時間以上の職業訓練を受けたものについては、新規則第十八条第一項第四号に掲げる者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

5 旧規則第一号様式による申請書は、新規則の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成六年三月三〇日運輸省令第
一二号）抄
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略

附 則（平成八年八月二〇日運輸省令第
四七号）
第十二条の規定 平成六年十二月一日

この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成九年十二月二五日運輸省令第
八一号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

（経過措置）
2 第一条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、第二条の規定による改正前の優良自動車整備事業者認定規則第一号様式による優良自動車整備事業者認定申請書、第三条の規定による改正前の道路運送車両法施行規則第十号様式、第十一号様式、第十二号様式及び第十五号様式による検査標準章再交付申請書・臨時検査合格標準章再交付申請書・自動車予備検査証再交付申請書・限定自動車検査証再交付申請書・軽自動車届出済証再交付申請書、予備検査申請書、自動車予備検査証記入申請書及び軽自動車届出書（臨時運転番号標章と証の交付を受けようとする場合）、第十条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「旧様式省令」という。）専用第五号様式及び第八号様式による継続検査申請書及び自動車検査証記入申請書・備考欄補助シート並びに第十二条の規定による改正前の道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める省令第二号様式、第三号様式の二及び第四号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第
七一号）
（施行期日）
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条、次項及び附則第三項の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

（経過措置）
2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則（以下「旧規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則（以下「新規則」という。）第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

3 旧規則第十八条第五号に規定する職業能力開発大学校修了者については、新規則第十八条第五号に規定する職業能力開発総合大学校修了者に該当するものとして新規則の規定を適用する。

附 則（平成一〇年一〇月三〇日運輸省令第
七二号）
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月六日運輸省令第
三七号）抄
（施行期日）
1 この省令は、平成十一年九月三十日から施行する。

（経過措置）
2 第一条の規定による改正前の自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書は、同条の規定による改正後の同様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、すでに合格した整備士の種類欄には、自動車整備士技能検定規則第十七条から第十九条までの該当する整備士の種類を記入するものとする。

附 則（平成一二年九月三〇日運輸省令第
四二二号）
（施行期日）
1 この省令は、平成十一年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則第六条第三項に規定する雇用促進事業団が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則(以下「新規規則」という。)第六条第三項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規規則の規定を適用する。

附 則 (平成二十二年一月三十一日運輸省令第三五号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書は、この省令による改正後の同様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、同様式中「既に合格した整備士」とあるのは「既に合格した整備士等」と、「第6条第2項」とあるのは「第6条第5項」と、「第6条第3項」とあるのは「第6条第6項」と、「第19条」とあるのは「第19条の2」と読み替えるものとする。

附 則 (平成二十二年一月二十九日運輸省令第三十九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正前の船舶法施行規則第二十七号書式による災害補償審査(仲裁)申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免許再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験/第一次/第二次/受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による

る回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標章、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法施行規則の一部を改正する省令(平成十一年運輸省令第四号)別記様式による海技免許引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項(海技免許)訂正申請書、第七号様式による海技免許更新申請書、第九号様式による海技免許再交付申請書、第十一号様式その一による海技士(航海・海技通信)の資格に係る海技従事者国家試験申請書(一)、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項(承認証)訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書並びに第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第十一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書並びに船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理

士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができ。

附 則 (平成二十三年三月三十一日国土交通省令第七二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十八日国土交通省令第七九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年三月二十日国土交通省令第二七号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、船舶職員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成十五年六月一日)から施行する。

附 則 (平成二十五年九月二十七日国土交通省令第九二号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則(以下「旧検定規則」という。)第六条第六項の表第五号又は第六号の国土交通大臣が別に定める試験に合格した者は、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則(以下「新検定規則」という。)第六条第六項の表第五号の登録を受けた者が行う試験に合格した者とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧検定規則第六条第六項の表第五号若しくは第六号の指定を受けている試験又は同条第八項若しくは第九項の指定を受けた試験を実施する者は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、それぞれ新検定規則第六条第六項の表第五号の登録を受けた者が行う試験又は同号の登録を受けた者とみなす。

4 旧検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書は、新検定規則第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則 (平成二十五年一月一日国土交通省令第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条及び附則第三条の規定は、平成十六年三月一日から施行する。

(自動車整備士技能検定規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令による改正前の自動車整備士技能検定規則第六条第六項に規定する雇用・能力開発機構が設置する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者については、この省令による改正後の自動車整備士技能検定規則(以下この条において「新規規則」という。)第六条第六項に規定する職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校において産業機械工学科を訓練科とする指導員訓練の長期課程を修了した者に該当するものとして新規規則の規定を適用する。

附 則 (平成二十九年三月三十一日国土交通省令第二七号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

2 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

一から四まで 略

五 自動車整備士技能検定規則第六条の三

附 則 (平成二十九年五月二十七日国土交通省令第六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年七月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中自動車整備士技能検定規則第六条第六項の改正規定 公布の日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の自動車整備士技能検定規則別表の規定の適用については、平成二十年八月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二十三年七月一日国土交通省令第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

二	口述試験又は実技試験の受験者が受験前に待機するための部屋
三	登録試験に必要な自動車及び自動車の装置
四	プレス
五	エア・コンプレッサ
六	チェーン・ブロック
七	ジャッキ
八	バイス
九	充電器
十	ドリル
十一	グラインダ
十二	卓上ボール盤
十三	給油器具
十四	アーク溶接器
十五	ガス溶接器
十六	定盤
十七	ノギス
十八	トルク・レンチ
十九	インパクト・レンチ
二十	マイクロ・メータ
二十一	ボルト・メータ
二十二	アンペア・メータ
二十三	ホイール・バランサ
二十四	ばね秤
二十五	Vブロック
二十六	スコヤ
二十七	油圧計
二十八	振動計
二十九	燃圧計
三十	エンジン・オイル油圧計
三十一	ジーゼル・エンジン回転計
三十二	オシロ・スコープ
三十三	外部診断器
三十四	サーキット・テスト
三十五	比重計
三十六	コンプレッション・ゲージ
三十七	ハンディ・バキューム・ポンプ
三十八	エンジン・タコ・テスト
三十九	タイミンゲ・ライト
四十	スプリング・テスト
四十一	ラジエータ・キャップ・テスト
四十二	バッテリー・テスト
四十三	シックス・ネス・ゲージ
四十四	ダイヤル・ゲージ
四十五	ダイヤル・ゲージ付トースカン
四十六	トリー・ゲージ
四十七	キヤンパ・キヤスタ・キングピン・ゲ
四十八	ジ

四十八	ターニング・ラジラス・ゲージ
四十九	タイヤ・ゲージ
五十	タイヤ・デプス・ゲージ
五十一	キヤリパ・ゲージ
五十二	シリンド・ゲージ
五十三	バキューム・ゲージ
五十四	検車装置
五十五	一酸化炭素測定器
五十六	炭化水素測定器
五十七	黒煙測定器
五十八	ブレーキ・テスト
五十九	サイド・スリップ・テスト
六十	ホイール・アライメント・テスト
六十一	スピード・メータ・テスト
六十二	音量計
六十三	ヘッド・ライト・テスト
六十四	ホイール・プーラ
六十五	ベアリング・レース・プーラ
六十六	給脂器具
六十七	部品洗淨槽
六十八	バルブ・シート・カッタ
六十九	バルブ・リフタ
七十	スケール
七十一	直定規
七十二	溫度計
七十三	オパシメータ

第一号様式（申請書）（第二十条関係）

1. 姓名: 王德成 2. 性别: 男 3. 出生日期: 1980-01-01 4. 身份证号: 110101198001010001 5. 联系电话: 13800138001 6. 电子邮箱: wangdc@163.com 7. 联系地址: 北京市朝阳区建国路123号		8. 工作单位: 北京某某科技有限公司 9. 职位: 软件开发工程师 10. 入职日期: 2022-03-01 11. 合同期限: 3年 12. 试用期: 3个月	
13. 紧急联系人: 张女士 14. 紧急联系电话: 13900139001 15. 健康状况: 良好 16. 是否已婚: 是 17. 配偶姓名: 李某某 18. 配偶身份证号: 110101198001010002		19. 本人声明: 以上信息真实有效, 如有虚假, 愿承担一切法律责任。 20. 签字: 王德成 21. 日期: 2022-03-01	

第 二 〇 二 號

會 費 提 議
 民 名
 年 月 日 註
 查 該 會 費 提 議 經 該 會 務 處 決 定 於 年 月 日 開
 議 決 定 之 會 費 提 議 於 年 月 日 開 議 決 定 於 年 月 日 開 議

年 月 日
 年 月 日
 年 月 日

國 立 文 學 大 學
 會